

## 富谷市重度心身障がい者等自動車燃料費助成の実施

重度の障がいがあり公共交通機関の利用が困難な方に対し、日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を図るため、自動車燃料費の一部を助成いたします。

報道機関の皆様におかれましては、ぜひ、取り上げていただきますようお願いいたします。

### 記

1. 開始時期 4月3日（月）から

2. 事業概要

対象者	富谷市住民基本台帳に登録されている在宅の18歳以上 (医療的ケア児を除く)で、下記の要件に該当する方 (1)身体障害者手帳の障害程度が1種1級または1種2級の肢体不自由の方 (2)身体障害者手帳の障害程度が1種1級の視覚・じん臓・呼吸器・心臓・ ぼうこうまたは直腸・小腸・免疫・肝機能障害単独1級の方 (3)精神障害者保健福祉手帳1級の方 (4)療育手帳Aの方 (5)人工透析療法を受けている特定疾病療養受療証の受領者 (6)在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成金の受給者 (7)厚生労働大臣が定める医療行為を受けている医療的ケア児の同居家族の方 ※とみばす・タクシー利用券・燃料費助成券は重複しての交付不可。 なお、施設入所の方対象外。
助成金額	年間最大 18,000 円 1枚500円の利用券を36枚交付(月3枚)(申請月により減算あり)
対象自動車	対象者本人または同居の家族が所有し、 本人または同居の家族が運転する自動車
店舗	市内燃料販売店(8か所)
申請受付等	申請書並びに必要な添付書類受理後審査等を行い、後日対象となる方へ郵送にて交付。